

(株)東京設計事務所 企業行動指針

〔前文〕

東京設計事務所は、創立以来、「誠実に奉仕し、良い作品をつくり、技術者を育てる」という社是のもと、技術コンサルタントとして、上水道および下水道を中心とした社会資本形成の一端を担い、社会に貢献してきた。しかしながら、近年わが社を取り巻く社会環境の変化はめまぐるしく、コンサルタント業務の遂行にもさまざまな影響を及ぼすようになってきた。

このような時代の変化に対処し、わが社の価値観およびコンプライアンスを重視した経営をさらに明確にするために、新たに「企業行動指針」を定め、役職員全員に周知徹底を図るものである。この行動指針を遵守することが、健全な企業の持続性を堅持するために必要不可欠である。

〔行動指針〕

I. 社会との関係

1. 社会的役割と責任

社会における技術コンサルタントの役割と業務の成果が社会および環境に大きな影響を与えることを認識し、技術の研鑽とその水準の維持・向上に努め、社会に有用なサービスを提供することによって、社会に貢献する。

また、技術コンサルタントとして常に品位の保持に努める。

2. 法令の遵守

社会の構成員として、国の内外を問わず、常に関係法令を遵守し、公正かつ自由な競争の維持に努める。また、国際的規範やモラルに従うとともに各国・各地域の文化や慣習を尊重する。

3. 人権の尊重

すべての人の基本的人権を尊重し、プライバシーの保護に努めるとともに、不当な差別、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを行わない。

4. 環境への配慮

省資源・省エネルギーなど地球環境への負荷の低減や循環型社会の構築をめざし、

持続可能な経済社会の発展に貢献する。

II. 顧客との関係

1. 専門技術の権威

常に技術の向上を図り、自己の専門分野に関する技術を確信し、顧客の利益を第一と考え、最適な成果を提供することにより顧客の信頼確保に努める。

2. 相互理解の促進

顧客と積極的に意思の疎通を図り、技術コンサルタントとしての率直な見解に対する理解を得るとともに、双方の合意に基づいて最大の成果を提供するよう努める。

3. 報酬

業務の遂行に対する報酬は、契約に基づいて顧客の支払う適正な報酬以外のいかなる利益も受領しない。

4. 厳格な情報管理と秘密保持の徹底

業務上知り得た情報の管理を徹底し、顧客の許可を得ない限り、これを第三者に開示しない。また、個人情報・顧客情報は適正に管理し漏洩を防止する。

III. コンサルタント活動との関係

1. 知的財産権の尊重

著作権をはじめとする知的財産権を適正に管理・保護するとともに、他者の保有する権利を侵害しない。特に、コンピュータソフトウェアの利用や出版物の引用については注意を払う。

2. コンサルタントの公正性、独立性

技術コンサルタントとしての地位を自覚し、顧客の利益を第一として常に公正な立場を維持する。同時に顧客以外の第三者からの影響力を排除し独立性を堅持する。また、既に他者の行った結果について関与する場合には、専門家として、あくまでも客観的な事実やデータに基づき、公正かつ適切な評価を行うよう努める。

IV. 不正防止

1. 不正行為の防止

企業活動において、関係の法令・規則等を遵守し、常に不正行為の防止に努める。特に、海外事業においては、国際ルールを規範として行動し、各国・各地域の法令・規則等を遵守する。また、「不正競争防止法」に則り、外国公務員に対して、不当な利益を目的とした贈賄行為を行わない。

2. 公正かつ自由な競争

「独占禁止法」を遵守するとともに、技術力による競争環境（技術力による評価と選定）の拡大をめざし、最適な技術の提供を基本にした公正かつ自由な営業活動を行う。

3. 利益相反行為の禁止

個人の利益が会社の利益と対立する行為、あるいは、対立するおそれのある行為を行わない。

[運用]

1. 役員および職員は、この「企業行動指針」に則り、経営または業務を遂行する責務を負う。また、自らの指揮命令下にある組織の構成員に対する指導・監督を行うとともに自ら率先垂範の責務を負う。
2. 役員および職員は、高い倫理観と優れた専門性・創造性を有する人材の育成に努める。
3. この「企業行動指針」に違反し、社の信用を著しく損ねた場合は、就業規則等の規定により、懲戒処分を行う。

附則

1. 平成22年12月3日 制定
2. この「企業行動指針」は、取締役会の承認により制定（改定）・発効する。